



# つむぎだより No.7

## ◇ダイエット秘話②◇

とある日曜日の朝7時、それからの11時間が今までで一番辛い時間になるうとは知るよしもありませんでした……。50kmウォーキング、おそらく普段運動している人にはちょっと頑張れば心地良いくらいのことでしょうが、ぜい肉というおもりをつけた体には痛みとの戦いでした。足の裏、股関節が15kmあたりから痛み出し、25kmを待たずして危機を感じ始め、35kmで青い看板(ローソン)がオアシスに見え、40kmでは痛みが麻痺し、残りあと5kmなのに棄権したくなり……。それでもなんとかゴールできました。

達成感より疲労感の方が大きかったです。その後焼肉でがっつり食べ、翌日激減を予想していた体重はわずか0.5kg減。一番ショックでした(涙)改めて、趣味のダイエットを再開します(笑)

★2020年11月号

## 1、自転車通勤(企業に義務づけられている対応)

★コロナ禍で自転車通勤が増えている

コロナ禍の影響で、電車などの公共交通機関の利用を避ける観点から、自転車通勤が増えています。政府も、「環境問題や災害対応から推進する」と後押しする構えです。

従来、自転車通勤は、事故等への懸念から禁止する企業も多くありました。実際、2019年の統計によると、全国で発生している自転車関連事故数は年間8万件以上。一日平均200件以上の事故が起きている計算です。自転車通勤の要請が高まっている現状と、事故の多さを踏まえて、企業としては、改めて自転車通勤について検討し、対策を講じる必要があります。

★条例への目配りも必要

自転車に関わる事故が多発していることを背景に、2020年4月、東京都は条例で、都民に自転車保険への加入を義務付けました。こうした動きは都に限ったものではなく、条例による保険の加入義務化は2015年10月に兵庫県で初めて導入されて以降広がっており、現在、15都府県・8政令都市が同趣旨の義務付けを行っています。加えて、11道県・2政令都市が努力義務としています。

これらの条例では、自転車利用者に損害保険への加入を義務付けるだけでなく、事業者の責務として、自転車の

業務使用時の損害保険への加入、従業員安全教育などを定めています。また、たとえば東京都では、事業者に対し、自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときは自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化があります。自転車利用を許可するに際しては、条例への目配りを欠かすことができません。これらの内容を盛り込んだ自転車通勤規程を定めるなどして、管理を行うことが望まれます。

★保険加入の確認時の注意点

なお、自転車事故に適用可能な保険として、個人賠償責任保険があり、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付帯するものです。これは日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用しないことに注意が必要です。業務使用時の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険(施設賠償責任保険)や点検確認された自転車のTSマーク付帯保険に加入する必要がありますので、この点も確認しておきましょう。



## ＝季節のコラム＝

11月11日は豚の鼻の形にちなんで「豚まんの日」なのだそうです。

伝説によれば、中華まんの始まりは、古来氾濫した川を鎮めるために、人間の生鬘を捧げていたのを、『三国志』で知られる諸葛亮が、小麦粉を水で練った皮に肉を包んだ饅頭(まんじゅう)を供えたところ、氾濫が収まった、というもの。

日本では、神戸南京町で、大正4年に「豚饅頭」として売り出された中国包子が初めだとか。さらに身近になったのは、三重県の食品会社が自社の肉まん・あんまんをショーケース型の蒸し器で温めて販売するようになってから。

今では、様々な味のものがありますが、これからの季節は、『ホカホカ』なのがいとこです。 (鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 2、届出等の押印等の廃止

行政手続における押印の見直しを受け、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案」のパブリックコメントによる意見募集が、令和2年10月9日から開始されました。

### ★改正の趣旨

労働基準法および最低賃金法の規定に基づき、使用者に提出が求められている届出などで、規制改革実施計画等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、これら届出等に際し、使用者および労働者の押印、または署名を求めないこととする、というものです。

### ★規制改革実施計画

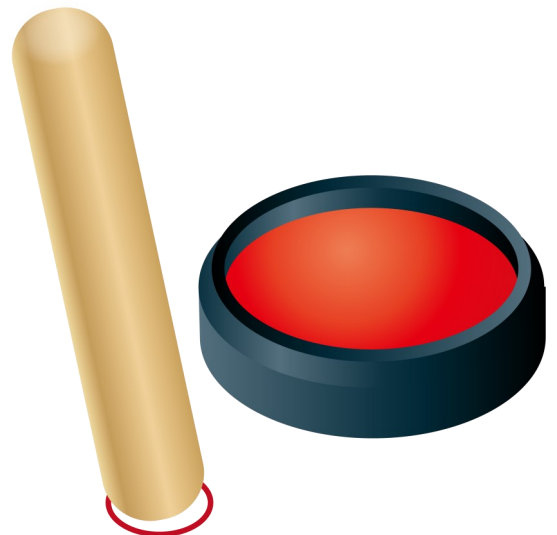
令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画のデジタルガバメント分野における新たな取組みとして、「行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し」が掲げられ、「各府省は、……原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な

検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」ことが明記されました。

### ★改正の概要

労働基準法施行規則、事業附属寄宿舍規程、年少者労働基準規則、建設業附属寄宿舍規程ならびに最低賃金法施行規則において、法令上押印等を求めないこととするとともに、労働基準監督署長等への届出などの際に押印等を求めている省令様式から押印欄が削除されます。

★施行は、令和3年4月1日予定(公布日は令和2年12月中旬予定)となっています。



## 3、今月のおすすめ本

今月は「SDGs入門」(著者:村上 芽、渡辺 珠子 出版:日本経済新聞出版社)をご紹介します。

皆様、SDGsはご存知でしょうか?一言でいうと「持続可能な開発目標」といわれていますが、結構難しく感じてしまいます。

意義と企業での取り組み方のイロハが分かりやすく書かれています。

就活の際、SDGsに取り組んでいる企業を選ぶという人もいます。

目標には17項目があり。日本では、

そのうちでも「雇用」「教育」「環境問題」が注目されています。

今後の企業の方向性を考えるヒントになるかもしれませんね。(川東)

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

